

法令等略語表

本必携においては、主な関係法令の名称等については、以下のとおり略します。

	関係法令等	略称
1	職業安定法	安定法
2	職業安定法施行規則	安定則
3	労働基準法	基準法
4	労働基準法施行規則	基準則
5	雇用対策法	雇対法
6	高齢者の雇用の安定に関する法律	高齢法
7	高齢者の雇用の安定に関する法律施行規則	高齢則
8	職業紹介事業の業務運営要領	業務運営要領
9	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律	派遣法
10	高齢法第45条において準用する同法第○条第○項	高齢法準第○条第○項
11	高齢則第30条において準用する同則第○条第○項	高齢則準第○条第○項
12	職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容的確かな表示等に関して適切に対処するための指針	指針
13	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	均等法
14	個人情報の保護に関する法律	個人情報保護法
15	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う高齢者等の雇用の安定等に関する法律等の施行について	H24 通達

1 職業紹介事業導入の経緯

(1) 無料職業紹介事業の導入

シルバー人材センター事業は、昭和61年10月に高齢者の雇用の安定に関する法律（昭和46年法律第68号、以下「高齢法」という。）の施行により法制化され、第45条で「国及び地方公共団体は、定年退職者その他の高齢退職者の職業生活の充実その他福祉の増進に資するため、臨時的かつ短期的な就業を希望するこれらの者について、就業に関する相談を実施し、その希望に応じた就業の機会を提供する団体を育成し、その他その就業の機会の確保のために必要な措置を講ずるように努めるものとする。」と定められ、国及び地方公共団体の責務が明らかにされました。また、同法第47条第1号では「高齢者に就業の機会を確保・提供する請負・委任による受託事業」、同第2号では「臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢退職者のために無料の職業紹介事業を行うこと。」及び第48条において、シルバー人材センターの行うべき業務等が法的に位置付けられ、シルバー事業のもう一つの柱として無料職業紹介事業が導入されました。

法制化とともに無料の職業紹介が導入された背景については、法制化に至る経緯を踏まえる必要があります。

① 法制化へ

シルバー事業の前身である高齢者事業団活動は、全く新しい試みであったため、その組織、事業の遂行をめぐる、既存の法制とは整合しない、あるいは対応しきれない理念の実現のため新しい法制化が模索されました。（東京都労働局による昭和52年、54年、56年の三次にわたる報告や、昭和58年の東京都高齢者事業振興協会（現 東京しごと財団）の学者による研究報告）

その間、毎年、全国シルバー人材センター協議会（現 全国シルバー人材センター事業協会（以下「全シ協」という。））の総会において法制化の決議と要請行動が実施されました。

昭和59年、全国的に法制化の要望は高まり、同年秋、全シ協はシルバー人材センター（以下「センター」という。）に関する立法措置による制度基盤の確立と国庫補助の存続と拡充を内容とする署名活動を展開し、50万人の署名を集め、同年12月以降、政府・国会への強力な要請活動を行いました。

センターの法制化は、高齢者の雇用就業対策全般の見直しのなかでしか考えられず、また、センターの趣旨からも、それが最も適切と考えられました。その機会は定年制延長の法制化問題を中心とした高齢者雇用就業対策の検討とそれに伴う総合的な法的整備を行う必要が生じた昭和60年に訪れました。

② 60歳台前半層雇用対策研究会報告（昭和60年5月27日）

昭和60年には、労働省において本格的に法制化の作業が開始されました。センターを政府の公式の研究会で、具体的に最初にとり上げた研究会が「60歳台前半層雇用対策研究会」で、その報告はセンターの法制化及び拡充の方向の基本となりました。

その研究会報告において、「シルバー人材センターは、現在かなりの程度発展し、その設置地域における任意就業の場の確保に寄与している。今後の高齢化社会の進展の中で、さらにシルバー人材センターを発展させるため、改善する点の一つとしてシルバー人材センターは今後定年退職等、職業生活の引退後において、就業を通じての社会参加を図るための中核的役割を担える機関として、その拡充を図っていく必要がある。そのためには、いわゆる請負契約等による任意就業のみでなく、職業生活から引退した者に対する短時間雇用のあっせんを含め、より多様な機能を有するものとしていくことも検討の必要があろう。」と述べ、法制化前のシルバー事業が予算措置を含め、請負又は委任による仕事の提供に限定され、臨時的かつ短期的なものであっても、雇用のあっせんは行わないとされていたことに対し、最初に、シルバー事業に短時間の雇用のあっせんという提言を行いました。

③ 雇用審議会第19号答申（昭和60年10月3日）

研究会の提言を受けて、雇用審議会は答申を行いました。その答申は、今後の高齢者の雇用・就業のあり方として、①60歳定年を基盤とする65歳程度までの雇用継続の推進、②高齢者の再就職の促進、③定年退職後等における任意的な就業の場の確保のためのセンターの拡充という内容でした。これにより、法制化を含め、中央職業安定審議会の検討に委ねられました。

中央職業安定審議会（昭和60年10月24日）による労働大臣へ建議の内容は、雇用審議会の答申と同様で、とりわけセンターについて、60歳以上の者を対象に任意就業のあっせんを行う中核機関として拡充するため、①設立要件を緩和し、全国的な設置を促進すること、②任意就業に類似する臨時・短期の雇用のあっせんも行うことができるものとする、③任意就業機会の確保を図るため、自主事業の実施、就業機会の開発、能力開発等に対する援助を拡充すること、④円滑な運営を推進するため、全国シルバー人材センター協議会を含め、事務局体制、研修体制等を拡充強化すること、⑤以上のセンターの役割を法律上に位置づけるものとする、法制化はこの建議に沿って行われることになりました。

就業形態が雇用であっても、それが臨時的かつ短期的なものである場合は、就業の実態は従来のいわゆる請負契約等による任意就業と実質的に差異がないものであり、両者の区分は臨時的かつ短期的な就業を希望する高齢者にとっては特に意味のないこと、そのような求人は比較的センターに集まりやすいこと、センターの法制化を契機に任意就業に類似する臨時的かつ短期的な雇用に限り、センターにおいて無料の職業紹介を行うことができることとしました。

センターの職業紹介により就職した労働者については、その就業の性質上、雇用保険の被保険者となりませんが、あっせん先とは雇用関係が生じるため、労働者災害補償保険の適用を受けることになります。

平成8年、高齢法の大幅な改正が行われ、都道府県下全域を視野に入れたシルバー人材センター連合（以下「シルバー連合」という。）制度が確立されたことにより、無料職業紹介事業はシルバー連合が行う事業へと転換されました。

(2) 有料職業紹介事業への移行

① 派遣法の改正に伴う高齢法の改正

平成24年4月6日の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号、法律名称変更「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」、以下「派遣法」という。）一部改正に伴い、高齢法も改正され、シルバー連合が届出で行う無料職業紹介事業は、届出により行う有料職業紹介事業へ改められました（高齢法第42条第2項）。

② 経過措置による無料職業紹介事業

改正高齢法の施行日（平成24年10月1日）において届出をして無料の職業紹介事業を行っているシルバー連合は、施行日から起算して2年を経過する日までの間は、なお従前により無料職業紹介事業を行うことができましたが、平成26年9月30日をもって経過措置は終了しました（高齢法附則第7条第1項）。

③ 無料職業紹介の廃止届

②の期間において、シルバー連合が有料職業紹介事業の届出をしたときは、従前の無料職業紹介事業について、旧高齢法第42条第3項の規定により読み替えて適用する安定法第33条の2第7項において準用する同法第32条の8第1項の規定による廃止の届出をしたものとみなされました（高齢法附則第7条第2項）。

2 シルバー人材センター連合が行う職業紹介事業

(1) 公共職業安定所以外の職業紹介機関が行う職業紹介事業の体系

公共職業安定所以外の者が、職業紹介事業を行うためには、職業安定法（昭和22年法律第141号、以下「安定法」という。）の規定に基づき、厚生労働大臣の許可を受けなければならないことになっています（安定法第30条第1項）。

しかし、無料の職業紹介事業については、学校等がその学生等を対象に行う場合には厚生労働大臣への届出により行うことができることとなっており、シルバー連合が行う有料の職業紹介事業については、その業務の一つである有料職業紹介を適正かつ確実に行うことができるものとして指定されたものであるため、厚生労働大臣の許可を受けることを要せず、届出により行うことができることとなっています（高齢法第42条第2項）。

公共職業安定所以外の職業紹介機関が行う職業紹介事業の体系と、その中におけるシルバー連合が行う有料職業紹介事業の位置付けは、次の図のとおりとなります。

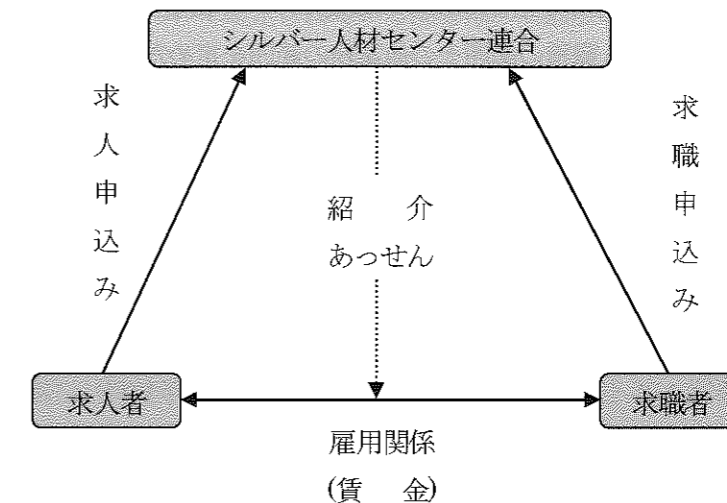
有料職業紹介事業		一般の者が行う有料職業紹介事業（安定法第30条）
1 取扱職業の範囲 港湾運送業務に就く職業、建設業務 就く職業以外の職業 (安定法第32条の11)		① 許可申請：厚生労働大臣の許可（有効期間：新規3年、更新5年） ② 許可手数料：5万円、事業所が1か所増すごとに+1万8千円 ③ 登録免許税：9万円
		シルバー連合が行う有料職業紹介事業（高齢法第42条第2項）
2 紹介手数料 厚生労働省令で定めた紹介手数料又は厚生労働大臣に届出で承認を受けた紹介手数料の徴収が可		① 届出：厚生労働大臣への届出（厚生労働大臣の許可とみなす） ② 登録免許税：9万円 ③ 都道府県知事の指定を受けたシルバー連合に限る ④ 高齢者の就業に適した臨時的かつ短期的又は軽易な業務に係る雇用に限る
無料職業紹介事業		一般の者が行う無料職業紹介事業（安定法第33条）
1 取扱職業の範囲 原則としていかなる職業でも可 (厚生労働大臣は取扱範囲を限定することができます。)		① 許可申請：厚生労働大臣の許可（有効期間：新規・更新共5年） ② 許可手数料：なし ③ 登録免許税：なし
		学校等が行う無料職業紹介事業（安定法第33条の2）
2 紹介手数料 職業紹介に関していかなる名義でも金品等を徴収してはならない		① 届出：厚生労働大臣への届出 ② 許可手数料：なし ③ 登録免許税：なし
		シルバー連合の行う無料職業紹介事業（平成26年9月までの経過措置）
		平成26年10月以降は届出により有料職業紹介事業

(2) 職業紹介の定義（安定法第4条）

職業紹介	求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすること。
無料の職業紹介	職業紹介に関し、いかなる名義でも、その手数料又は報酬を受けないで行う職業紹介をいいます。
有料の職業紹介	無料の職業紹介以外の職業紹介をいいます。

●職業紹介の定義中の字句の説明等

- ① 求人…対価を支払って自己のために他人の労働力の提供を求めることをいいます。
- ② 求職…対価を得るために自己の労働力を提供して職業に就こうとすることをいいます。
- ③ 雇用関係…報酬を支払って労働力を利用する使用者と労働力を提供する労働者との間に生ずる使用従属の法律関係をいいます。
- ④ あっせん…求人者と求職者との間をとりもって雇用関係の成立が円滑に行われるように第三者として世話をすることをいいます。



(3) 職業紹介事業の範囲

① 求職者の範囲

シルバー連合の行う有料職業紹介事業の対象となる求職者の範囲は、指定を受けた区域内に居住する高齢退職者ですが、これには、自営業を営んでいた者や家事に専念していた者も含まれることに留意してください。

② 求人の範囲

シルバー連合の行う有料職業紹介事業の対象となる求人の範囲は、指定を受けた区域内における臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務に係る就業に関する求人です。